

議案第87号

加西市住民投票条例の制定について

加西市住民投票条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年11月30日提出

加西市長 中川 暢 三

加西市住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、市政上の重要事項について、住民の投票による直接的な意思表示（以下「住民投票」という。）によって示された市民の総意を市政に的確に反映させ、もって住民福祉の増進と市政の円滑な運営を実現させることを目的とする。

(住民投票に付することができる重要事項)

第2条 住民投票に付することができる市政運営上の重要事項（以下「市政の重要事項」という。）は、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項であって市及び市民全体に直接利害関係を有するものをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 市の機関の権限に属さない事項
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 特定の市民又は地域にのみ関係する事項
- (4) 市の組織、人事及び財務の事務に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(市民、市議会及び市長の責務)

第3条 市民、市議会及び市長は、住民投票の制度が市民の福祉の向上に資するものとして健全に機能するよう努めなければならない。

(住民投票の執行)

第4条 住民投票は、市長が執行するものとする。

- 2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(投票資格者)

第5条 住民投票の投票資格を有するもの（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する加西市の議会の議員及び長の選挙権を有するものとする。ただし、公職選挙法第11条第1項及び第2項に該当し選挙権を有しないものについては、投票の資格を有しないものとする。

(住民投票の請求及び発議)

第6条 投票資格者は、その総数の6分の1以上のものの連署をもって、その代表者から、市長に対し、市政の重要事項について住民投票を実施することを請求することができる。この場合において、署名に関する手続は、自治法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に定める署名手続の例によるものとする。

2 市議会は、議員の定数の4分の1以上のものの賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の賛成により議決された市政の重要事項について、市長に対し、住民投票を実施することを請求することができる。

3 市長は、市政の重要事項について、市議会の同意を得て、自ら住民投票を実施することができる。

4 市長は、第1項の規定による投票資格者からの請求（以下「住民請求」という。）若しくは第2項の規定による議会からの請求（以下「議会請求」という。）があったとき、又は前項の規定により自ら住民投票を発議（以下「市長発議」という。）したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

5 市長は、住民投票にかかる住民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が第2条の各号の規定に該当する場合を除き、住民投票の実施を拒否できないものとする。

(住民投票の形式)

第7条 住民請求、議会請求及び市長発議による住民投票にかかる事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとし、かつ、住民が容易に内容を理解できるような設問として請求又は発議されたものでなければならない。

(住民投票の実施)

第8条 住民投票の期日（以下「投票期日」という。）は、選挙管理委員会に対して第6条の規定による通知があった日から起算して90日を超えない日の範囲内において、選挙管理委員会が定めるものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により定めた投票期日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、兵庫県の議会の議員若しくは長の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票期日を変更することができる。

3 選挙管理委員会は、前2項の規定により投票期日を確定したときは、当該投票期日その他必要な事項を当該投票期日の7日前までに告示しなければならない。

(投票資格者名簿の登録)

第9条 選挙管理委員会は、規則の定めるところにより、投票資格者名簿を調製する。

2 投票資格者名簿に登録されていないものは、投票することができない。

(投票の方法)

第10条 住民投票は、1人に付き1票に限り、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票期日の当日に、自ら投票所に行き、投票しなければならない。

3 投票人は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○を記載しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより代理投票をすることができる。

(期日前投票等)

第11条 前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第12条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別しがたいもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第13条 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を広報その他適切な方法により提供しなければならない。

2 市長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

3 市長は、前2項の規定による情報の提供に際しては、事案についての選択肢を公平に扱わなければならない。

(投票運動)

第14条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(住民投票の成立要件)

第15条 住民投票は、一つの事項について投票したものの総数が、当該住民投票の投票資格者の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合において開票作業その他の作業は行わない。

(投票結果の尊重)

第16条 住民投票において、一の事案について投票したものの賛否いずれか過半数の結果が投票資格者の3分の1以上に達したときは、市長、市議会及び市民は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(投票結果の告示)

第17条 市長は、第15条の規定により、住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

2 市長は、住民請求にかかる住民投票について、前項に規定する告示内容を直ちに当該住民請求にかかる代表者に通知しなければならない。

3 市長は、議会請求にかかる住民投票について、第1項に規定する告示内容を直ちに市議会議長に通知しなければならない。

(再請求等の制限期間)

第18条 この条例による住民投票が実施された場合は、前条の規定に基づき告示された日から2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について、住民請求、議会請求及び市長発議を行うことができない。

(投票及び開票)

第19条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに公職選挙法令執行規定（昭和49年選挙管理委員会告示第44号）の規定の例による。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(審議資料)

市政上の重要事項について、住民の投票による直接的な意思表示によって示された市民の総意を市政に的確に反映させ、もって住民福祉の増進と市政の円滑な運営を実現させるため、新たに条例を制定するもの。

【概要】

①住民投票資格者（第5条）

加西市の議会の議員及び長の選挙権を有するもの

②住民投票の請求及び発議ができる場合（第6条）

- ・投票資格者の1/6以上の署名
- ・市議会（1/4以上の賛成による議員提案で、出席議員の多数決で議決された市政の重要事項）
- ・市長の発議

③住民投票の形式（第7条）

二者択一で賛否を問う形式

④住民投票の実施（第8条）

選挙管理委員会において、90日以内に実施

他の選挙と期間が重複する場合は、期日を変更することができる。

⑤住民投票の成立要件（第15条）

投票総数が投票資格者の1/2以上のとき成立する。

⑥投票結果の尊重（第16条）

賛否いずれかの過半数の結果が投票資格者の1/3に達したときは、市長、市議会及び市民はその結果を尊重しなければならない。

政策等の形成過程説明資料

平成22年12月定例会

議案等の件名	議案第87号	政策等の区分	計画・ 事業 ・条例
	加西市住民投票条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

市政上の重要事項について、住民の投票による直接的な意思表示(以下「住民投票」という。)によって示された市民の総意を市政に的確に反映させ、もって住民福祉の増進と市政の円滑な運営を実現させる

②【検討した他の政策等の内容】

前回、賛成少数により否決となった条例案に対し、指摘のあった事項について再検討し、また有識者(大学教授)との意見交換により条例の見直しを行った。

③【他の自治体の類似する政策との比較】

常設型の住民投票条例を制定している全国24団体の条例との比較・検証を行った。

④【総合計画における位置づけ】

基本構想	
基本計画	

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

地方自治法
公職選挙法

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

住民投票の実施にかかる費用予測 約1300万円
(市長選挙に係る費用を参考に以下の条件で積算)
・期日前投票 市役所6日間/イオン4日間
・投票所開設場所 33か所

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

・住民投票制度の理解を深めていただくため、住民投票セミナーを3回開催した
・パブリックコメントの実施(平成22年10月20日～11月12日)
寄せられた市民意見 1件

⑨【政策の効果予測】

今後、市を二分するような市政上の重要事項が生じた際に、住民の意見を適切に市政へ反映させることにより市政における方針決定を停滞させることなく行政運営にあたることことができる。
住民投票の実施により、市民の間で関連な意見交換が行われ、市政への関心を高めるとともに市民参画の推進が期待される。

	担当課	添付資料の有無
総務部	行政課	有 ・ 無